

こっかばいしょうせいきゆうじけん 国家賠償請求事件について

じけん ないよう 事件の内容

げんこく じぶんじしん はいぐうしゃ きゆうゆうせいほごほう きてい もと ふにんしゅじゅつ う
原告らは、自分自身または配偶者が旧優生保護法(※)の規定に基づいて不妊手術を受
けたと主張している。そして、原告らは、被告(国)に対し、この規定は憲法に違反し
ており、国会議員がこの規定を立法したことや、厚生大臣がこのような不妊手術を止め
なかったことは違法であるなどとして、国家賠償法に基づく損害賠償などを求めている。
5件の事件が最高裁の大法廷で審理されている。

(※) しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち かん せこう ゆうせいほごほう
昭和23年9月1日から平成8年9月25日までの間に施行されていた優生保護法であり、
とくてい しょうがい もの たいしょうしゃ ふにんしゅじゅつ きてい もう
特定の障害のある者などを対象者とする不妊手術についての規定を設けていた。

こうさい はんけつ さいこうさい そうてん 高裁の判決と最高裁での争点

◇ こうさい はんけつ けん げんこく はいぐうしゃ う ふにんしゅじゅつ こんきよ
高裁の判決は、5件とも、原告またはその配偶者が受けた不妊手術の根拠とされた
きゆうゆうせいほごほう きてい けんぼう いはん いぼう こうい はんたん げんこく
旧優生保護法の規定は憲法に違反しており、違法な行為があったと判断して、原告ら
ひこく たい せんがいばいしょうせいきゆうけん はっせい みと
の被告に対する損害賠償請求権の発生を認めた。

その上で、5件のうち4件では、民法724条後段(※)の期間(20年)は経過して
いるものの、せんがいばいしょうせいきゆうけん しょうめつ れいがいてき じじょう はんたん
損害賠償請求権が消滅したとはいえない例外的な事情があると判断さ
れて、げんこく せいきゆう ぜんぶ いちぶ みと けん きかん けいか
原告らの請求の全部または一部が認められたが、1件では、期間の経過により
せんがいばいしょうせいきゆうけん しょうめつ はんたん げんこく せいきゆう みと
損害賠償請求権が消滅したと判断されて、原告らの請求が認められなかった。

◇ さいこうさい そうてん げんこく せんがいばいしょうせいきゆうけん きかん けいか しょうめつ
最高裁での争点は、原告らの損害賠償請求権が期間の経過により消滅したかどう
かである。

(※) 民法724条(平成29年の改正の前のもの)

ふほうこうい せんがいばいしょう せいきゆうけん ひがいしやまた ほうていだりにん せんがいおよ かがいしや し
不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知
ったときから三年間行使しないときは、じこう しょうめつ ふほうこうい ときから にじゅうねん
経過したときも、同様とする。

じあん ないよう とうじしや ようぼう ふ
※ 事案の内容や当事者の要望を踏まえ、ふりがなをつけています。